



特許庁 審判制度ハンドブック

産業財産権の適切な取得と行使に向けて

審判制度は、知財ユーザーの 皆さまとともに日本の産業を 発展させていくための仕組みです

昨今、企業の競争力を高める戦略として「知財戦略」の重要性が知られるようになってきました。特許、実用新案、意匠、商標…これらの産業財産権を得るための特許庁への出願手続きは知っていても、権利が得られなかった場合にどうするのか、得られた権利に対してどのようなことができるのか、を知っている方は少ないかもしれません。

審判制度は、適切な権利の取得と行使を通じて事業活動を発展させるために、また他者の権利から事業を守るために不可欠なものです。

審判制度を担う私たち審判部は、審判制度を通じて産業財産権の有効活用を図り、日本の産業を発展させることをミッションとしています。





目次

パート1

- P4 審判制度でできること
- P6 拒絶査定不服審判
- P8 異議の申立て
- P10 無効審判
- P12 取消審判
- P13 訂正審判
- P14 判定

パート2

- P16 審判部とはどんな組織？
- P18 審理・審決はどのように行われる？
- P19 審決の信頼性向上のための取り組み
- P20 審判制度ユーザーとのかかわり
- P22 海外に向けた情報発信および国際交流
- P23 料金一覧、お問い合わせ先

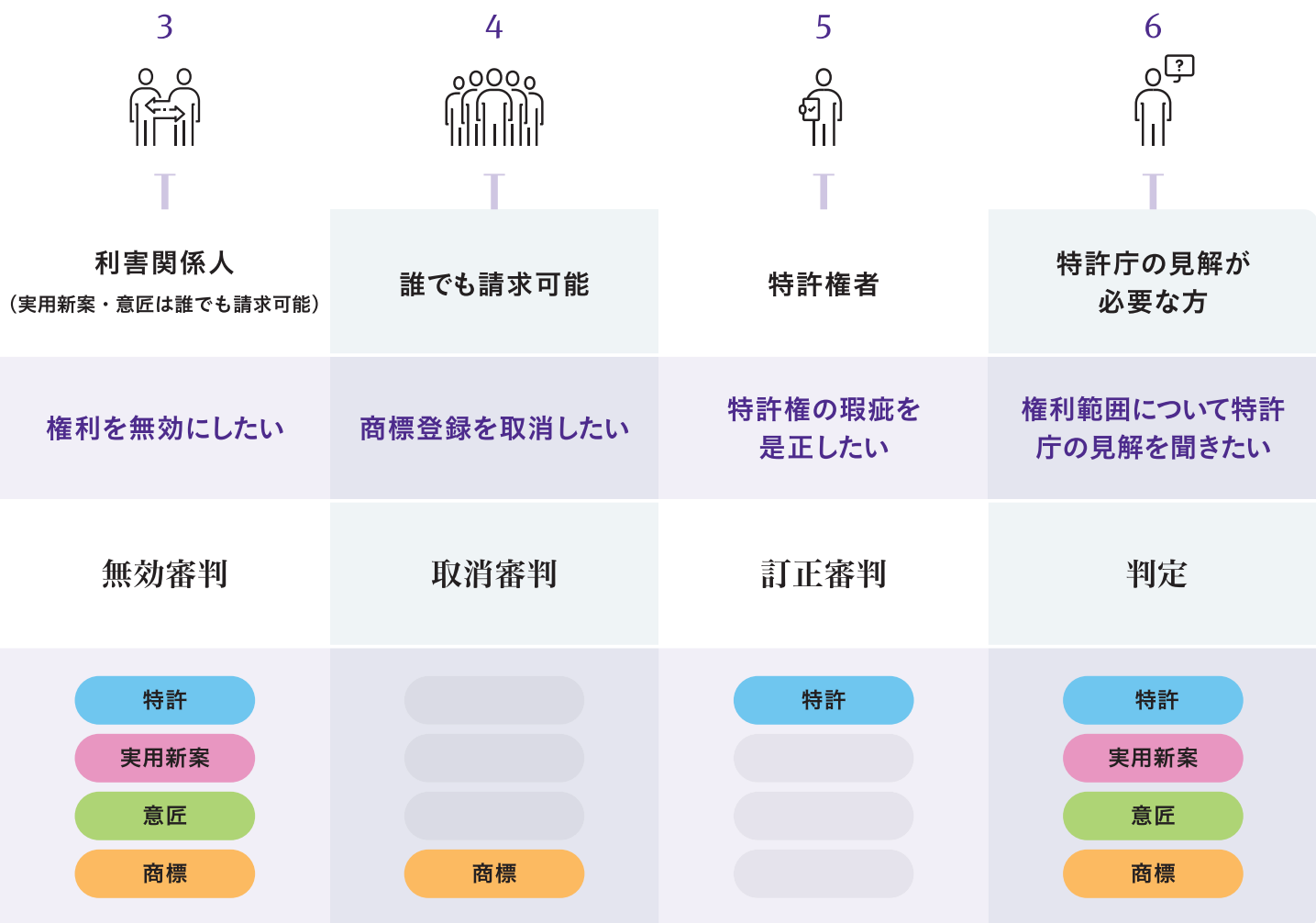
審判制度で できること

知財戦略の成否のカギは 「審判制度」を知ること

特許庁内の部門である審判部には、大きく2つの役割があります。ひとつは、審査官の拒絶査定の妥当性を判断する「審査の上級審」という役割。もうひとつは、権利の有効性を見直し、知財紛争の解決に貢献する「知財紛争の早期解決」という役割です。これらを通じて目指しているのは、認められるべき権利が認められ、守られるべき権利が守られること。知財戦略を後押しし、産業を発展させるため、知的財産権の有効性について最終判断を行うのが審判部です。



※その他の審判制度として、補正却下不服審判、裁判所からの囑託による鑑定がある



特許庁審判部

▶ P10

▶ P12

▶ P13

▶ P14

利害関係人の例

- 権利侵害に係る警告状を受け取った方
- 権利侵害で訴えられている方
- 類似の権利を有する方
- 権利に関連する事業を実施中または計画中的の方

特許庁の見解が必要な方の例

- 他者の商品等が、自身の権利を侵害するかどうかを知りたい方
- 実施中または計画中的の商品等が、他者の権利を侵害しないものであることを知りたい方(安心して実施したい方)



拒絶査定不服審判

対象範囲

特許

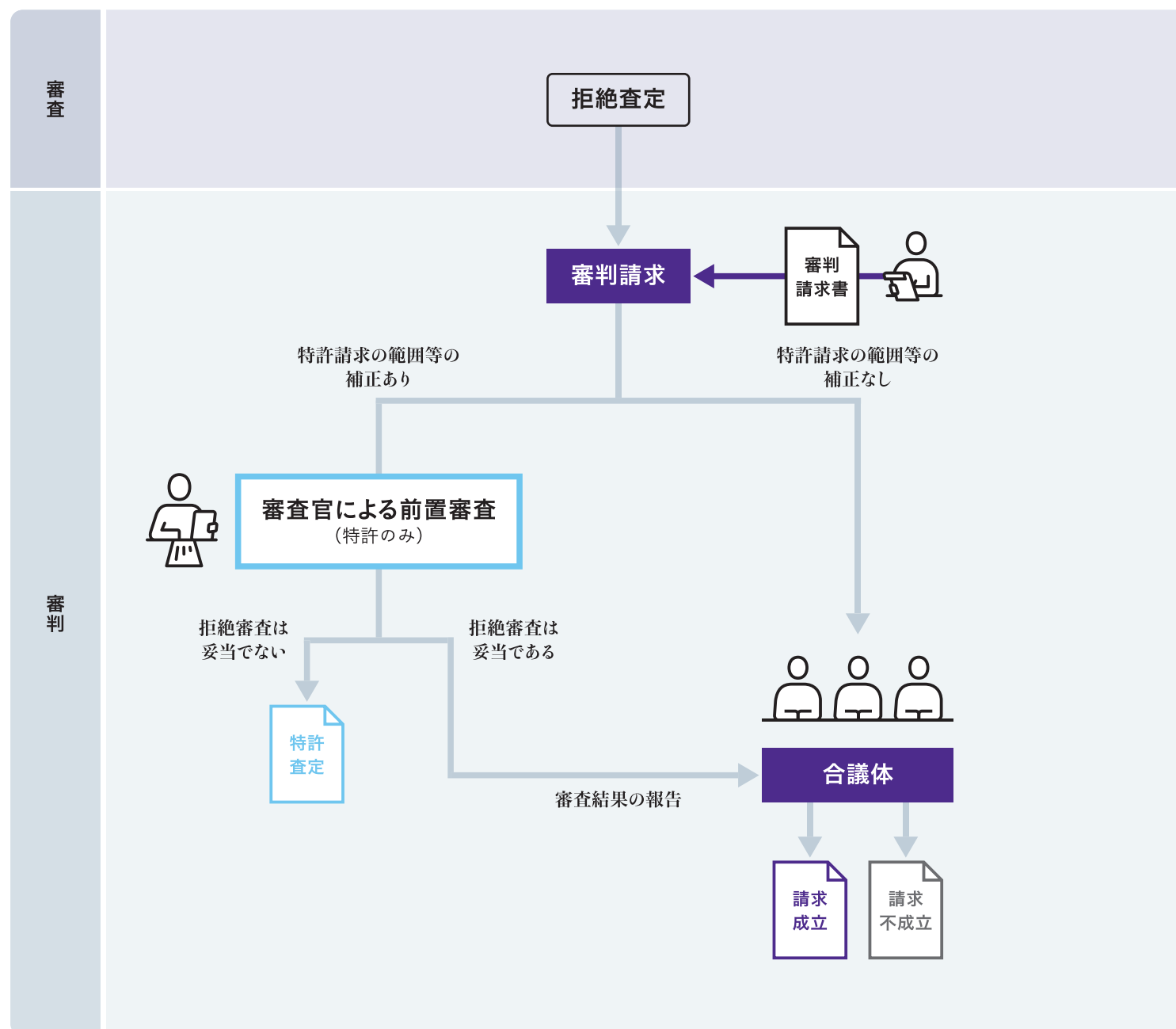
意匠

商標

なにができるのか？

拒絶査定の妥当性と、権利付与の可否を判断します

審査官による拒絶査定に不服がある場合は、「拒絶査定不服審判」を請求することができます。審判官からなる合議体は、拒絶査定が妥当であるかを審理します。妥当でないと判断した場合、他の拒絶の理由の有無について審判部の職権による調査を行い、権利付与の可否を判断します。



ここがポイント ①



請求成立率は約7割です

特許の請求成立率（拒絶査定を取り消した割合）は、2009 年以降、緩やかに上昇傾向となっており、2023 年は78.0%となりました。意匠の請求成立率は 80.8%、商標の請求成立率は 51.7%となりました。



※特許の場合は、審査官による前置審査による登録を除く

ここがポイント ②

審理結果の支持率は8割超を記録しています

審判部の決定に不服がある場合は、さらに知的財産高等裁判所に提訴されますが、拒絶査定不服審判（特許）の審決取消訴訟においては、近年、80%以上の割合で審決が知的財産高等裁判所に支持されています。意匠・商標においても高い審決支持率となっています。

審判部の決定に対する
知的財産高等裁判所の支持率
拒絶査定不服審判（特許）の審決取消訴訟

— 約8割



異議の申立て

対象範囲

特許

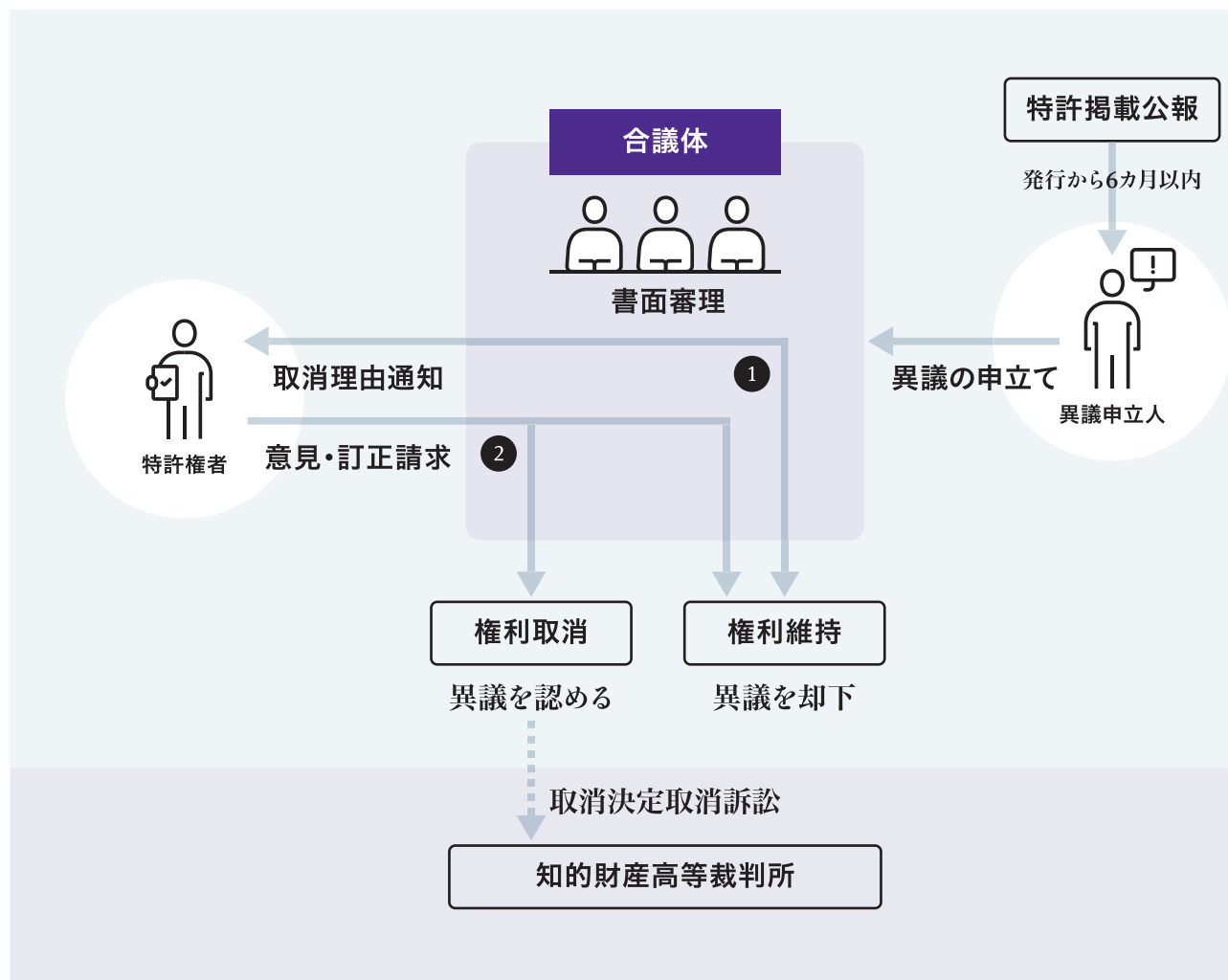
商標

なにができるのか？

登録された特許・商標に対して、 第三者が異議を申し立てることができます

「異議の申立て」は、特許掲載公報の発行から6カ月の間、また、商標掲載公報の発行から2カ月の間、特許・商標登録に対して公衆が異議を述べるができる制度です。他者が取得した権利に瑕疵があると考えられる場合、誰でも異議を申し立てることができます。審判官からなる合議体は、必要に応じて職権による調査を行った上で、申立人の「権利を取り消すべき」との主張・証拠を検討します。他者が取得した権利の瑕疵を是正することは、権利の信頼性を高めるとともに、紛争の予防や円滑な権利活用につながります。

特許の例



※商標登録異議の申立てについては、手続きや期間について異なるところがある

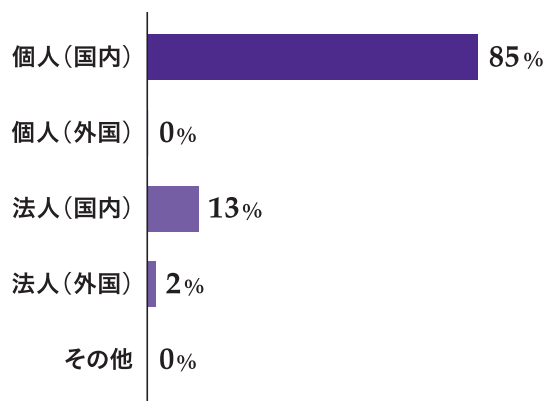
ここがポイント ①

最小限の手続き負担で 事業活動の障害を排除できます

「異議の申立て」は、基本的には審判部と権利者間の書面審理で行われるため、申立人の手続き負担が軽く、利用しやすい点がポイントです。また、利害関係を有しない個人でも申し立てることができます。そのため、「異議の申立て」は、負担を最小限に抑えながら、事業活動の障害となる特許を排除するのに適した制度と言えます。

異議申立人の内訳

2015～2023年に申立てがあった事件



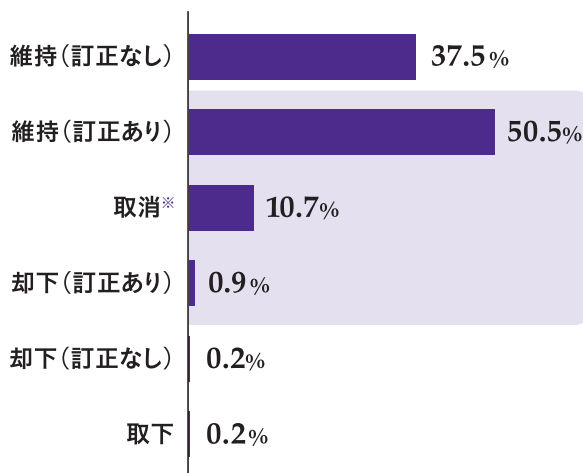
ここがポイント ②

特許権の権利範囲に 変更が発生する割合は約60%です

「異議の申立て」によって、特許権の権利範囲に何らかの変更がなされる割合は過半数を超えます。この中には、異議申立人が問題とする請求項が削除されたり大幅に減縮されたりするケースが少なくありません。これは、「異議の申立て」が、登録済の権利の信頼性を向上させることにつながっている証左と言えます。

異議の申立ての審理結果

2015年4月～2023年12月までに異議の申立てがあった8,820件



※異議の申立てがなされた事件のうち、審理中の事件を除く

$$\begin{array}{ccc} \text{維持} & & \text{却下} \\ \text{(訂正あり)} & \text{取消※} & \text{(訂正あり)} \\ 50.5\% & + & 10.7\% + 0.9\% = 62.1\% \end{array}$$

異議の申立てのうち62.1%は
特許権の権利範囲に何らかの変更が行われた

※異議の申立てがなされた請求項の全てあるいは一部の取消



無効審判

対象範囲

特許

実用新案

意匠

商標

なにができるのか？

瑕疵のある権利を対世的に無効とします

本来、権利になるべきでなかった特許・実用新案・意匠・商標を対世的に無効にしたい場合、「無効審判」を請求することができます。「無効審判」は、権利の有効性に関する当事者間の紛争を解決するための制度です。審判官からなる合議体は、必要に応じて職権による調査を行います。また両当事者に十分に主張の機会を与え、口頭審理を通じて、書面では言い尽くせない当事者の主張も引き出します。さらに、事前に合意した審理計画に基づき、当事者と対面で、争点整理等を複数回行う「計画対話審理」の試行を 2020 年 4 月から開始しています。



制度活用のモデルケース

権利者に対する対抗手段として

CASE

1

権利侵害を主張する
警告状が届いた！

A 社が新製品の販売を開始したところ、B 社から「貴社製品は、特許○号の権利を侵害しており、販売停止、在庫の廃棄、損害賠償を求める。誠意ある対応がない場合は、訴訟提起を検討する」との警告状が。A 社が B 社の特許権の内容を確認したところ、従来より知られた技術であると考えられた。このため、A 社は新製品の販売停止を避けるため、無効審判を請求した。

CASE

2

権利侵害で
訴えられた！

A 社の製品に対し、B 社から「貴社商品は、意匠○号の権利を侵害しており、販売停止、在庫の廃棄、損害賠償を求める」として地方裁判所に侵害訴訟が起こされた。A 社が B 社の意匠権の内容を確認したところ、従来より知られた意匠と類似であると考えられた。このため、A 社は訴訟を有利に進めるため、無効審判を請求した。

権利侵害で訴えられるのを未然に防止する手段として

CASE

3

自社事業で用いている
技術に関連する権利が
他社に取得されていた

A 社の製品に用いられている技術に関し、B 社の特許権に関連することが判明。今後、B 社から、警告状の送付や侵害訴訟の提起がなされる可能性がある。A 社が B 社の特許権の内容を確認したところ、権利範囲の記載に不備があると考えられた。このため、A 社は B 社との紛争を未然に回避するため、無効審判を請求した。

CASE

4

自社事業で用いようとして
いる商品に関連する権利が
他社に取得されていた

A 社が化粧品において商標権を有する有名なマークを、食品にも使用しようと計画したところ、A 社のマークが有名になった後に B 社が食品において商標権を取得していることが判明。このままマークを付した食品を販売すれば、B 社から警告状の送付などがなされる可能性がある。A 社のマークが有名なものであることを考えると、B 社の商標権は登録されるべきものではなかったものと考えられる。このため、A 社は B 社との紛争を未然に回避するため、無効審判を請求した。

ここがポイント ①

無効の抗弁と無効審判の違い

権利侵害訴訟において、「原告が請求の基礎としている権利が無効とされるべき」と被告側が主張することを「無効の抗弁」と言い、この抗弁が認められると原告の請求は棄却されます。無効の抗弁が行われた場合は、侵害事件を扱う裁判所も、権利行使されようとする特許等が無効理由を有しているか判断できます。しかし、判決の効力は当事者間での相対的効力であり、仮に特許等の権利が無効理由を有していると裁判所が判断しても、権利自体を対世的に無効にするものではありません。一方、権利侵害訴訟が行われている事案の中には、それと並行して「無効審判」が請求されているものがあります。審判部では、「無効審判」を優先的に迅速に審理することとしています。また、「無効審判」の審決の効力は当事者間の相対的効力に留まらず対世的なものです。

裁判所における 無効の抗弁

判決の効力は
当事者同士のみ

審判部における 無効審判

審決の効力は
対世的

裁判所における 無効の抗弁

有効・無効の判断

判決が先
15件

(2019年～2023年)

審判部における 無効審判

有効・無効の判断

審決が先
64件

(2019年～2023年)

ここがポイント ②

無効審判の審決の信頼性

「無効審判」と権利侵害訴訟の両方において、有効・無効の判断がなされた事件における審判部と地方裁判所の結論の一致率は85%となっています(特許)。また、「無効審判」の審決取消訴訟では、概ね7割程度の割合で審決が知的財産高等裁判所に支持されています。



取消審判

対象範囲

商標

なにができるのか？

使用されていない商標登録を取り消すことができます

自社で使用したいと思っている商標が、他社によって登録されている。しかし、実際には使用されていないと思われる——そんなとき、その商標を使用するために取り得る方策が「取消審判」です。日本国内において継続して3年以上、指定商品・指定役務に登録商標が使用されていない場合に、その商標登録を取り消すことができます。取消の審決が確定したとき、その商標権は審判請求が登録された日に消滅したものとみなされます。

ここがポイント ①

請求人は、「不使用」の事実を証明する必要はありません

「取消審判」の請求にあたり、登録商標の使用状況については、商標権者（被請求人）が証明するもので、請求人が証明する必要はありません。なお、「請求前3カ月～請求の登録日の使用」が、取消審判が請求されると知った後に使用したものだとして請求人が証明した場合は、登録商標の使用とは認められません。

ここがポイント ②

取消審判はさまざまなケースで請求可能です

1

商標権者または使用権者の不当な使用による取消審判

故意に商品・役務の品質の誤認を生じさせたり、他人の業務に係る商品・役務と混同させたりする、不当な使用が行われたとき。

2

商標権移転の結果の混同使用による取消審判

商標登録が、登録後に別々の権利者の所有となった場合に、一方が不正競争の目的で使用するによって、他方の業務に係る商品・役務との混同を生じさせたとき。

3

代理人等の不当登録による取消審判

商標登録が、正当な理由なく、また海外の商標権者の承諾を得ることなく、代理人等によって出願されたものであるとき。

※このケースのみ、請求できる者が限られる

訂正審判

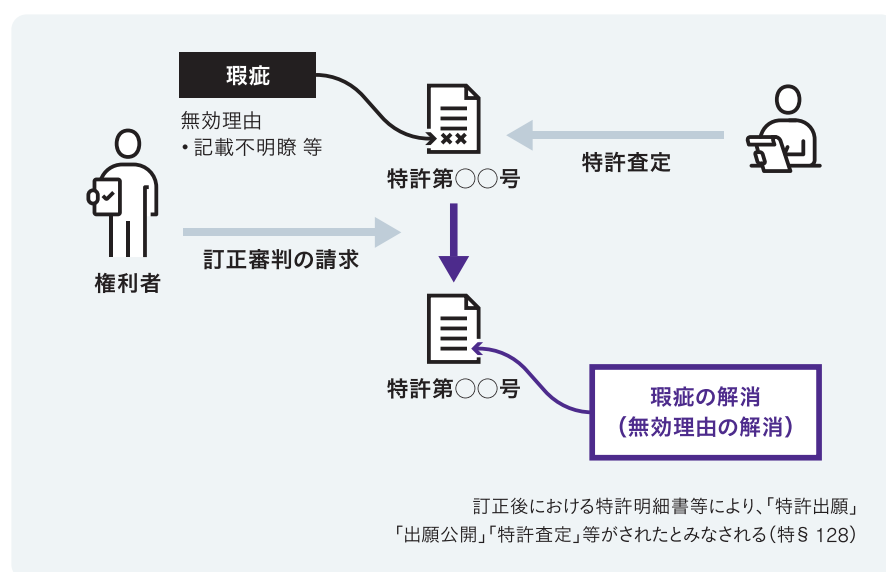
対象範囲

特許

なにができるのか？

特許権の瑕疵を自発的に是正できます

登録した特許権について一部に瑕疵があり、これを是正したい場合、特許権者は「訂正審判」を請求することができます。これにより、権利行使を円滑に行うことができます。特許無効の主張を受けた場合、または、特許無効の主張が予期される場合に、特許権者が無効理由を治癒する目的で利用することが多い手続きです。



ここがポイント

訂正審判はさまざまな目的で請求可能です

- | | |
|---|--|
| 1 | 他者から特許無効の主張を受けた場合、または、特許無効の主張が予期される場合に、特許権者が無効理由を治癒する目的で利用できる。 |
| 2 | 他者への特許権の権利行使にあたって、事前に自身の特許権を見直し、瑕疵があれば是正しておくことによって、後に他者からの無効審判請求によって特許権が無効とされる可能性を低減できる。 |
| 3 | 事業環境の変化により、特許権の一部が不要となった場合、訂正審判によりその一部を削除することで、特許権の維持費を軽減できる。 |



判定

対象範囲

特許

実用新案

意匠

商標

なにができるのか？

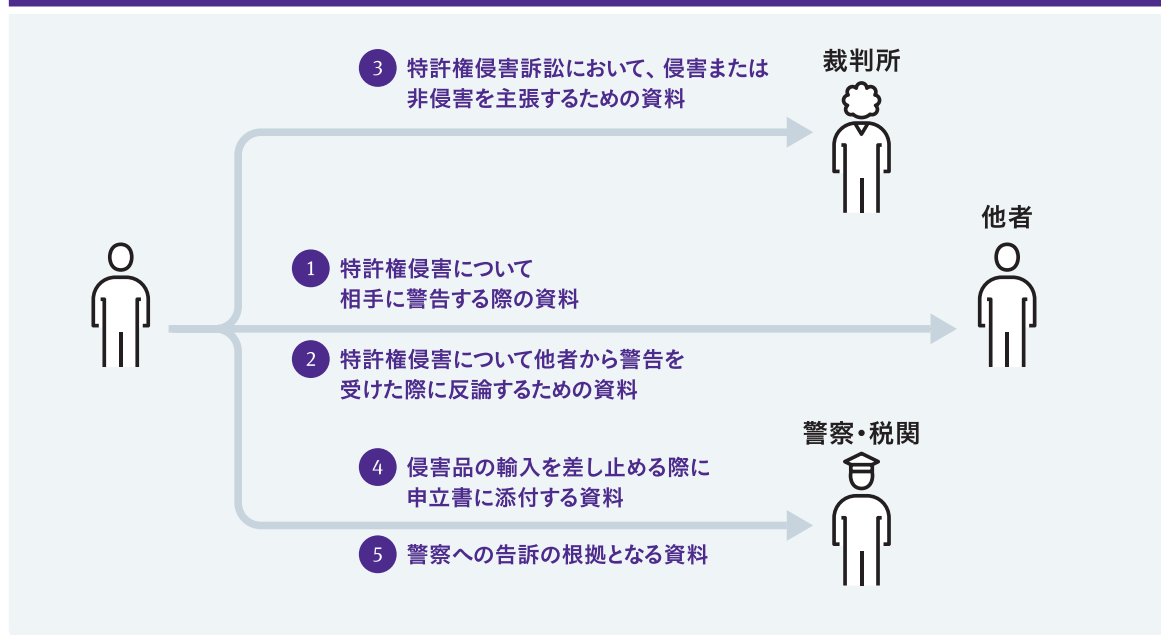
権利範囲について、特許庁審判部の 公式見解を求めることができます

他者の商品等が、自身の特許等の権利の範囲内にあるかどうかを知りたいとき、権利者は審判部に「判定」を求めることができます。また、計画中あるいは製造中の商品等が他者の権利を侵害しないものであることを確認した上で製造したいと考えるとき、権利者でない方も「判定」を求めることができます。

判定制度の特徴

中立・公正な 立場での判断	スピーディな結論 (最短で3カ月)	安価な費用 (4万円)
簡単な手続き (審判手続きと同じ)	行政サービスの一種 (法的拘束力なし)	事実上、十分尊重され 権威ある判断

判定結果の活用例

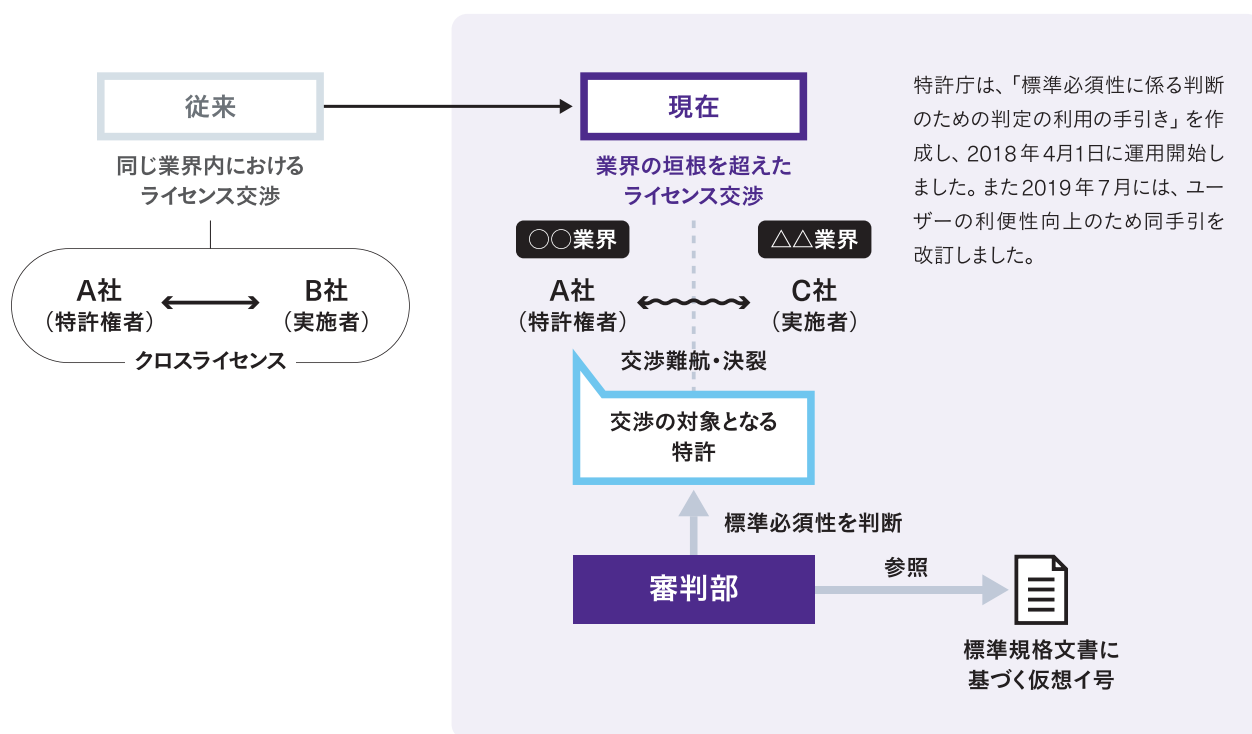


「判定」は、ライセンス交渉を円滑化します

昨今、さまざまな業種業態の企業が情報通信分野の標準規格を利用する中、ライセンス交渉を取り巻く環境は大きく変化しています。例えば、従来から同じ業界内の慣行に従って行われてきたクロスライセンスによる解決は困難となってきています。

特に、ライセンス交渉の対象となる特許が「標準必須特許」（特定の標準規格に準拠した製品やサービスを製造・供給するために、使用することが避けられない特許）であるかどうかの判断をめぐる紛争が発生した場合、異業種の当事者間で解決することは困難と考えられます。

特許庁は、特許の標準必須性について公正・中立な立場から判断を示すことで、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化に貢献しています。



制度活用のモデルケース

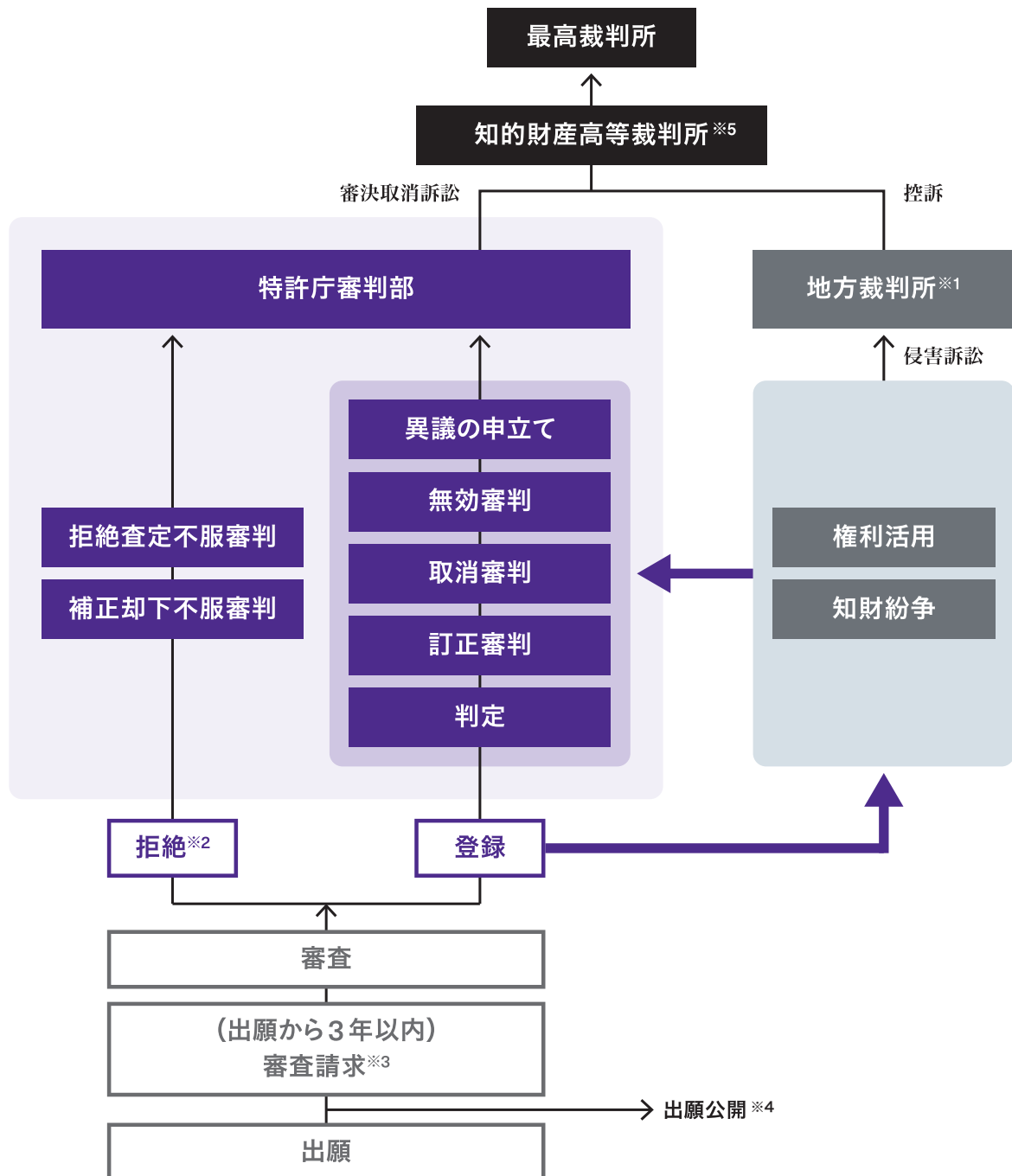
「標準必須特許」の ライセンス交渉

かねてからライセンス交渉を進めてきたA社（特許権者）とC社（実施者）だが、見解の相違が多く、交渉の継続が困難となりつつある。論点の一つは、「A社が保有する特許は標準規格αの標準必須特許であることから、標準規格αに準じているC社の製品は、A社の特許権を侵害している」というもの。C社は、対象となるA社の特許が標準必須特許でないことについて、公正・中立な第三者の見解を得たいと考えている。

審判部とはどんな組織？

● 第一審を担う準司法的な組織

審判部は、特許庁内の一部門でありながら、知財紛争における第一審を担う「準司法的な組織」とと言えます。審判部や地方裁判所の決定に不服がある場合は、知的財産高等裁判所（第二審）に提訴されます。



※1 特許・実用新案は東京地方裁判所、大阪地方裁判所

※2 特許・意匠・商標の場合

※3 特許の場合

※4 特許・商標の場合

※5 知的財産高等裁判所は、審決取消訴訟、及び、民事控訴事件のうち、特許・実用新案の控訴事件と、東京高等裁判所の管轄に属する意匠・商標の控訴事件を取り扱う。

*その他の審判制度として、裁判所からの嘱託による鑑定がある

● 高度な専門性を有する審判官を配置

審判部は、審理を行う審理部門と、企画立案や審理の支援を行う審判課等から構成されます。特許・実用新案・意匠・商標といった権利の種類や、事務機器・生産機械・医薬・電子デバイスといった専門分野ごとに38の部門に分かれており、それぞれ高度な専門性を有する審判官を配置しています。審判官は審査官として5年以上のキャリアを積んだ者が務めますが、審査部と審判部の間には厳格な独立性が担保されています。



(2022年4月現在)

審理・審決はどのように行われる？

● 3名または5名の審判官からなる合議体で審理

審判では、3名または5名の審判官で事件を審理します。審判手続きは審判請求によって開始され、方式調査、実体的な判断に関する合議が行われます。無効審判（→P10）の場合は、当事者の主張を直接聞くため、原則「口頭審理」が実施されます。合議体は、十分な心証を得られた後に、審決をします。

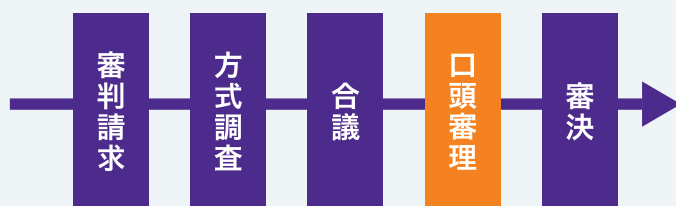


● 審理にあたっては、職権による調査を実施

審理は当事者が提出した証拠に基づくのが原則ですが、権利が対世効を有することから、特許庁の専門能力を活用し、必要に応じて職権による調査も行います。

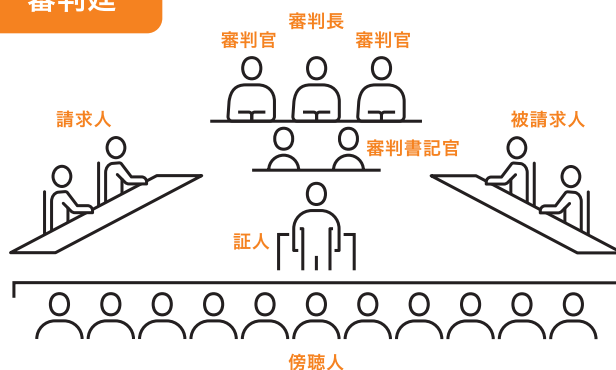


審決までの流れ



特に無効審判事件
等で実施

審判廷



審判官の主な役割分担

審判長

合議体を構成する3名または5名の審判官のうち、1名が審判長として事件の審理、事務を総理します。

審判官

5年以上特許庁において審査官の職にあった者、かつ、法定研修課程を修了した者とされています。特許等の審判における心理は、米国特許商標庁、欧州特許庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁等においても、審判官によって行われています。

審判書記官

審判事件に関し、調書の作成及び送達に関する事務を行うほか、審判長の命を受けて、その他の事務を行います。5年以上特許庁において工業所有権に関する事務に従事した者で、かつ、法定研修課程を修了した者が務めます。

審決の信頼性向上のための取り組み

審判部では、審決の信頼性向上に向けて、日々厳正な審理を行うことにとどまらず、さまざまな取り組みを行っています。



● 審判官のスキル向上を目指す「審判実務者研究会」

審判実務上重要と考えられる審判決事例について、庁内外の実務者による研究を行い、その成果を国内及び国外に広く公表しています。分析結果を今後の審判実務にフィードバックするとともに、審判制度ユーザーと審判実務に対する理解を共有しています。



2023年度の開催実績

6つの分野別分科会（特許4分野、意匠分野及び商標分野）を設置し、計7テーマ（テーマごとに複数事件）・5件の事例研究を実施しました。

参加者：研究会全体で **50名** が参加（各分科会7～9名）

- 日本知的財産協会、日本弁理士会、日本弁護士連合会からの実務管、特許庁審判長、審判官、審判決調査員で参加者を構成しています。
- 知財高裁・東京地裁の裁判官がオブザーバーとして参加しています。

研究結果をとりまとめた報告書（日・英）を作成し、特許庁WEBサイトにて公表しています。



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html

● 審決・判決の分析

最近の審決・判決の内容についてユーザーの意見等も踏まえながら検討、分析を行います。分析結果は部内会議等において情報共有を行い、以降の審理につなげています。



審判制度ユーザーとのかかわり

審判部では、より良い審判制度を目指して、企業の知財担当者や弁理士・弁護士といった審判制度ユーザーの方々の声を重視しています。ここでは、審判部からの情報発信や、ユーザーとの意見交換の場についてご紹介します。

● ユーザーの声を吸い上げる「意見交換」

今後の審判施策の検討や制度改善に繋げるため、企業の知財担当者や弁理士・弁護士など、幅広い立場の方々との意見交換を随時行っています。この意見交換がきっかけとなり、例えば審判部の運用を定めた「審判便覧」の改訂（2023年12月：オンライン口頭審理、特許権の訂正等における通常実施権者の承諾の不要化等）や、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」の改訂（2019年7月）等が実現しました。



全国各地における弁理士・弁護士との意見交換



JAFBIC(日本食品・バイオ知的財産権センター)との意見交換

● 審判制度の最新情報を発信する「国際知財司法シンポジウム」

各国の審判制度及び知財司法制度やその運用についての理解を深めることを目的として、毎年「国際知財司法シンポジウム」を開催しています。例年、欧米やアジアの諸国の法曹関係者、審判官等を招き、日本の知財司法制度はもとより、世界各国の同制度や運用に関する最新情報を講演やパネルディスカッション等を通じて提供しています。近年は、ハイブリッド形式で開催（会場での開催とインターネット同時配信）しています。



国際知財司法シンポジウム2023
アジア諸国

（最高裁、知財高裁、法務省、日本弁護士連合会、
弁護士知財ネットと共催）

● オンライン口頭審理

2021年の法改正により同年10月よりオンライン口頭審理を開始しました。無効審判等における口頭審理において、当事者等は、審判長の判断により、オンラインで出頭（オンライン出頭）することができます。



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankeishiryu.html

● オンライン面接審理

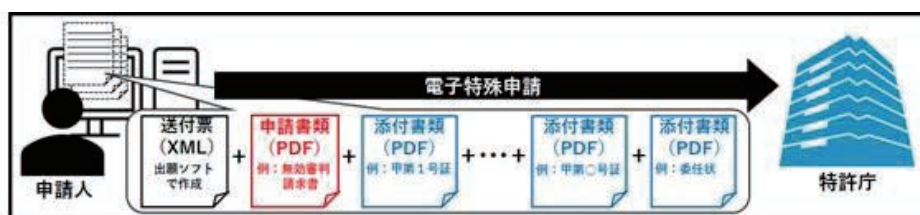
Web アプリケーションを利用した「オンライン面接審理」を導入しています。これにより、審判請求人等が自身の PC から面接に参加して、審判官とコミュニケーションを図ることが可能となります。



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/online-mensetsu.html

● 電子特殊申請

特許庁に提出する申請書類のうち従来は電子申請ができなかった書類について、令和 6 年1月から、インターネット出願ソフトの新たな機能により提出すること（電子特殊申請）で、電子申請することが可能となりました。審判手続においては、主に査定系審判以外の審判事件及び審判手続が電子特殊申請の対象となっています。電子特殊申請では、送付票（XML）、申請書類（PDF ファイル）及び添付書類（PDF ファイル）を一式として送信して提出いただくことになります。



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shinpan_digitalize.html

海外に向けた情報発信および国際交流

● 海外の特許庁審判部との連携

審判分野における相互理解と情報交換の促進を目的として、毎年、中国の専利局復審・無効審理部等との間で、専門家会合を開催しています。また、米国特許商標庁、欧州特許庁の審判部との間でも定期的に意見交換を行っています。

また、2024年6月には、日米欧中韓の各庁審判部が参加し、「五庁審判ハイレベル会合」が開催されました。審判分野における主要国特許庁による多国間協力も進展しています。



日中審判専門家会合



米国特許商標庁審判部との意見交換



欧州特許庁審判部との意見交換



五庁審判ハイレベル会合

料金一覧、お問い合わせ先

	特許	実用新案	意匠	商標
拒絶査定不服審判	49,500円＋ 5,500円×請求項	—	55,000円	15,000円＋ 40,000円×区分数
異議の申立て	16,500円＋ 2,400円×請求項	—	—	3,000円＋ 8,000円×区分数
無効審判	49,500円＋ 5,500円×請求項	49,500円＋ 5,500円×請求項	55,000円	15,000円＋ 40,000円×区分数
取消審判	—	—	—	15,000円＋ 40,000円×区分数
訂正審判	49,500円＋ 5,500円×請求項	—	—	—
判定請求	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円

※2021年9月現在

審判に関するお問い合わせ先

特許庁代表電話 | 03-3581-1101 音声ガイダンスに従って操作してください

— 審判、特許異議の申立ての審理に関する質問等	審判課審判企画室	内線 5852
— 無効審判、訂正審判、取消審判、及び判定の手続に関する質問等	審判課特許侵害業務室	特実について 内線 5801～5803 意匠について 内線 3693 商標について 内線 5804
— 審判事件等の口頭審理及び巡回審判に関する質問等		
— 特許・実用新案の拒絶査定不服審判の手続に関する質問等	審判課調査班	内線 3622
— 特許異議の申立ての手続に関する質問等		
— 意匠の拒絶査定不服審判の手続に関する質問等	審判課第8担当	内線 3693
— 商標の拒絶査定不服審判の手続に関する質問等	審判課第9担当	内線 3682
— 商標登録異議の申立ての手続に関する質問等		
— 早期審査に関する質問等	審判課審判企画室	内線 5851
— 出張面接、テレビ面接に関する質問等		

※審査についてはお問い合わせ先が異なるため、特許庁WEBサイトを参照

審判制度のロゴマークについて



知財ユーザーの皆さまとともに日本の産業を発展させていくというミッションのもと、審判制度のさらなる普及を目指すべく、審判制度のロゴマークを作成しました。右上の「横顔」は審判制度を担う審判官を表し、そこから延びる「脳波」「虫眼鏡」が「審理」および「職権による調査」という審判官の働きを表しています。また「天秤」は「紛争の早期解決」という、審判制度の果たすべき役割を象徴しています。そして、これらの要素を包含する「丸枠」は、審決が「対世効」を有することを表しています。

特許庁周辺地図



来訪目的

来訪先

口頭審理等に出頭 又は傍聴される方	審判廷（本庁舎）	▶ 特許庁本庁舎（16階）
	第1審判廷／第2審判廷	▶ 経済産業省別館（1階）
審判官との面接のために来訪される方 （来訪先を審判官に予め確認してください）		▶ 特許庁本庁舎（2～7階）、 経済産業省別館（10階）
	審決取消訴訟関連書類（準備書面、証拠説明書、 甲号証の副本など）を提出される方	▶ 経済産業省別館（10階）、



<https://www.jpo.go.jp/index.html>